

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
11月30日
(金曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(河川課)……………二
道路の位置の指定(建築指導課)……………二



山口県告示第四百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第三工区)
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬地内
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
グラウンドアンカー工	二一〇本

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格がとび・土工・コンクリート工事のA等級であること。
- (二) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(とび・土工・コンクリート工業に係るものに限る。))を受けていること。

- (三) 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (四) 平成三十年十一月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(とび・土工・コンクリート工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。)

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年十一月三十日から同年十二月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十一年一月二十九日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所（電話〇八二七―七二―三七四四）にすること。

山口県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事（第四工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事（第四工区）
- （一） 工事場所 岩国市錦町広瀬地内
- （二） 工事の概要

工 種	数 量
グラウンドアンカー工	二〇九本

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- （一） 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格がとび・土工・コンクリート工事のA等級であること。
- （二） 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（とび・土工工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- （三） 出資比率が三十パーセント以上であること。
- （四） 平成三十年十一月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定

値」という。）のとび・土工・コンクリート工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

（二） 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

（三） 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

（四） 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年十一月三十日から同年十二月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

（五） 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十一年一月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所（電話〇八二七―七二―三七四四）にすること。

山口県告示第四百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

下松市大字末武中字上永城院三二七の四	地名及び番地
四・五	(メートル)員
一五・〇	(メートル)長
平成三〇、 一一、 一一	指定年月日

平成三十年十一月三十日印刷
平成三十年十一月三十日發行

發行人所

山口縣知事